

令和3年度第4回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和3年7月16日

場所 十和田市役所本館4階大会議室

令和3年度第4回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館4階大会議室
2. 開 会 日 時 令和3年7月16日(金) 午後2時07分
3. 閉 会 日 時 令和3年7月16日(金) 午後2時43分

4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(0名)

6. 欠員農業委員(1名)

16番

7. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

旧十和田湖町地区 白山雄治郎君 旧十和田湖町地区 中屋敷鉄男君

8. 会議に付した案件

- 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第18号 農地の転用事実に関する照会について
報告第19号 農用地利用配分計画の認可について
議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第19号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第20号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第21号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第23号 農業者年金加入推進部長の選任について

9. 議事録署名委員

7番 稲田 優 憲 君 8番 柿本 広 一 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	横 岡 聖 一	事務局 次 長	菅 原 靖 雄
事務局 農地係長	小笠原 満	事務局 振興係長	苫米地 慶
事務局 主 査	村 中 健 大	事務局 主 査	東 浩 治
事務局 主 査	佐々木 徳 幸		

11. 書 記

事務局 主 査 東 浩 治

議 長（杉山秀明君）出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和3年7月6日に告示招集いたしました、令和3年度第4回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。7番 稲田 優憲 委員、8番 柿本 広一 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、東 浩治 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第16号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）1ページをお願いいたします。報告第16号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は2ページから4ページです。農地法によるものが、7件15筆28,409平方メートルです。今後の意向につきましては、13番は今回基盤法による所有権移転で議案として上程されております。14番、16番、19番につきましては、今回農地法第5条で転用許可申請が上程されております。15番につきましては大字深持字谷地の1筆について、今回農地法第3条所有権移転で上程、他の2筆が今後、基盤法での売買予定となっております。17番と18番につきましては、今回農地法第3条所有権移転で上程されております。4ページです。中間管理事業によるものは、1筆1,301平方メートルです。今後の意向は、今回の議案で贈与による農地法第3条所有権移転が

上程されています。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第16号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第17号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）5ページをお願いいたします。報告第17号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は6ページから9ページです。今回は、10件65筆107,274.65平方メートルで、全て相続による所有権の取得です。取得後の内容につきましては自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。なお、53番と54番につきましては取得者からあっせんの希望があります。現在、貸借中となっておりますので借り人の意向を確認し、今後の耕作者の確保に努めてまいります。農地以外の用途になっているものは、52番の一部が宅地となっておりますので、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第17号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に、報告第18号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）10ページをお願いいたします。報告第18号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11ページです。今回の照会は、10件15筆9,055.81平方メートルで、現地調査は7月6日に実施し、法務局への回答は7月9日に行っております。20番につきましてはタイヤ館十和田から、南東に約150メートルの地点です。申請地には建物が建っています。長期間宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから非農地と判断しております。21番は、ユニバース十和田東店から南東に約250メートルの地点です。申請地には、昭和48年建築の住宅が建っています。税務課税台帳におきましても現況宅地であり、20年以上宅地の状態であることから非農地と判断しております。22番はスーパ

ーシティアサヒ十和田店から北に約100メートルの地点です。①には昭和58年、昭和60年、平成3年建築の貸家が建っています。②は平成3年建築の貸家の駐車場となっています。いずれも20年以上経過していることから、非農地と判断しております。23番は有限会社船場青果の敷地内で、平成11年建築の店舗と平成12年建築の住宅が建っています。20年以上宅地の状態であることから非農地と判断しております。24番は、薬王堂十和田元町店の南側の市道を挟んで向かい側の地点です。申請地には、平成4年と平成6年に建築の貸家が建っています。税務課税台帳においても現況宅地であり、20年以上宅地の状態であることから非農地と判断しております。25番は、奥瀬の立石発電所から南東に約1,800メートル先の地点です。申請地は、昭和47年建築の住宅が建っています。20年以上宅地の状態であることから非農地と判断しております。26番は、西コミュニティーセンターから南に550メートル先の地点です。申請地は資材置場になっております。長期間資材置場の状態であり農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。27番は、十和田警察署から南西に約300メートルの地点です。①、②ともに雑木及び雑草が繁茂しており、長期間耕作されていない状態であり、農地としても利用は困難であることから非農地と判断しております。28番は、あけぼの学園から西に約200メートルの地点です。申請地には、昭和51年建築の住宅と昭和61年建築の小屋が建っています。税務課税台帳においても現況宅地であり、20年以上宅地の状態であることから非農地と判断しております。29番は、株式会社遠藤商店から北に約150メートルの地点です。申請地は住宅の分譲地となっております。この土地については令和2年11月30日付で農地法第5条の転用許可を受け、令和3年6月30日付けで確認願が提出されているため転用事業自体は完了しています。しかしながら、地目変更の登記申請を転用許可を受けた譲受人ではなく、元の所有者名で行ったため法務局から原状回復命令が発せられる見込みの有無について照会があったものです。この件について県に確認したところ、農地転用事業そのものについては許可を受けているので問題ないとの回答であったため、照会内容である原状回復命令が発せられる見込みについては、無と回答しております。ただし、転用許可内容のとおり譲受人へ所有権移転をするよう指導を行ってまいりたいと思います。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第18号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に、報告第19号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）12ページをお願いします。報告第19号、農用地利用配分計画

の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は令和3年6月21日です。13ページです。賃借権の合計は、1件2筆2,032平方メートルで新規の設定です。利用権の設定期間は4年です。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第19号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、小田班長、中野委員、野崎委員の3名です。7月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に、議案第18号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）14ページをお願いします。議案第18号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は15ページから18ページです。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。10番 小田 正喜 委員、お願いします。

報告委員（小田正喜君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条申請は合計15件、このうち所有権移転12件、賃借権・使用貸借による権利の設定3件となっています。まず、所有権移転ですが15ページの申請番号32番から17ページの申請番号42番までは相手方要望による売買で、17ページの申請番号43番は、親戚へ贈与するものです。なお、16ページの申請番号40番と41番の譲渡人は、同一世帯のため自作地等の面積は同一となっています。次に賃借権による設定ですが、18ページの申請番号16番、17番は労力不足によるもので、使用貸借による権利の設定は、18ページの申請番号18番、労力不足によるものです。今回のすべての申請の許可要件についてですが、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）小田委員、ご苦勞様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第18号は許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第19号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）19ページをお願いします。議案第19号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は20ページです。以上です。

議 長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、旧十和田湖町地区 中屋敷 鉄男 農地利用最適化推進委員、お願いします。

報告委員（中屋敷鉄男君）農用地利用調整会議の調整結果について報告します。令和3年6月23日午前9時、農業委員会会長室にて申請番号7番の農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について出し手と受け手が合意したので調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。なお、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件についてはお手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断しました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）中屋敷推進委員、ご苦勞様でした。

議 長（杉山秀明君）次に、旧十和田湖町地区 白山 雄治郎 農地利用最適化推進委員、お願いします。

報告委員（白山雄治郎君）農用地利用調整会議の調整結果について報告します。令和3年6月23日午前11時、農業委員会会長室にて申請番号8番の農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手の経営主が死亡したことにより営農することが難しく後継者もいないため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は農業振興地域内の農用地区域内農地で受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。なお、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件についてはお手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり全て適であると判断しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）白山推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第19号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第20号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）21ページをお願いします。議案第20号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。22ページです。賃借権の合計は、1件1筆1,347平方メートルです。再設定による権利設定で、出し手から機構及び機構から受け手ともに利用権の設定期間は3年となっています。23ページです。使用貸借の合計は、2件6筆18,906平方メートルです。2件とも新規の権利設定です。利用権の設定期間は3番が10年、4番が3年となっております。協力金の対象はございません。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第20号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第21号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）24ページをお願いします。議案第21号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は25ページです。申請内容は、平成11年に普通住宅建築で転用許可済みでしたが事業が困難となったため、その土地に別の承継者が普通住宅を建築することとして事業計画を変更するものです。この案件につきましては今回農地法第5条申請もされております。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第21号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第22号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）26ページをお願いします。議案第22号、農地法第5条第1項

の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は27ページから29ページです。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。2番 中野 雄一郎 委員、お願いいたします。

報告委員（中野雄一郎君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条申請は13件です。申請番号22番の転用事由は、13区画分の宅地分譲です。譲受人は、農地を売買で取得し事業を行おうとするものです。場所は薬王堂十和田東店から北西に約200メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。申請番号23番の転用事由は資材置場の整備です。譲受人は、農地を売買で取得し事業を行おうとするものです。場所は、ユニバース十和田西店から西に約300メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号24番の転用事由は、2棟分の建売分譲です。譲受人は、農地を売買で取得し事業を行おうとするものです。場所は、東小学校から北西に約550メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号25番の転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は、農地を売買で取得し借家住まいの解消を図るものです。場所は、カケモ西金崎店から北東に約250メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号26番の転用事由は、農業用倉庫の建築及び駐車場、資材置場の整備です。譲受人は農地を売買で取得し事業を行うものです。場所は十和田観光電鉄三本木営業所から東に約100メートルです。農地区分は申請地から300メートル以内に十和田観光電鉄のバスターミナルがあり第3種農地に該当します。申請番号27番の転用事由は太陽光発電設備の設置です。譲受人は農地を売買で取得し太陽光パネル168枚を設置し、出力49.5キロワットの発電を整備する計画です。場所は十和田観光電鉄三本木営業所から北に約150メートルです。農地区分は、申請地から300メートル以内に十和田観光電鉄のバスターミナルがあり、第3種農地に該当します。申請番号28番は先ほどの議案第21号で事業計画の変更申請があった案件です。転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は農地を売買で取得し、妻の実家暮らしの解消を図るものです。場所は十和田中学校から南に約400メートルです。農地区分は市道に上下水道の2管が埋設し、申請地から500メートル以内に十和田中学校と歯科医院があるため、第3種農地に該当します。申請番号29番の転用事由は貸し駐車場の整備です。譲受人は農地を贈与で取得し自身が経営する株式会社ショウナンへ駐車場として貸すために駐車場を整備する計画です。場所はトライアルから東へ約200メートルです。農地区分は農用地区域外にありいずれの要件にも当たらないため、その他の2種農地に該当します。申請番号30番の転用事由は6棟分の建売分譲です。譲受人は農地を売買で取得し事業を行おうとするものです。場所はトヨフレックスから

北東に約300メートルです。農地区分は第1種農地ですが、南側に住宅が隣接していることから集落接続に該当し不許可の例外となります。申請番号31番の転用事由は駐車場の整備です。譲受人は農地を売買で取得し、駐車場を整備する計画です。場所は鯉艸郷から北東に約800メートルです。農地区分は第1種農地ですが、周辺に住宅が隣接していることから集落接続に該当し、不許可の例外となります。申請番号32番の転用事由は、と畜場の建築です。譲受人は農地を売買で取得し、隣接する農地以外の土地と合わせて事業を行おうとするものです。場所は、イオンスーパーセンターから北に約400メートルです。農地区分は第1種農地ですが、農畜産物処理加工施設に該当することから不許可の例外となります。申請番号33番の転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は、農地を親から贈与で取得し借家住まいの解消を図るものです。場所はあけぼの学園から西に約200メートルです。農地区分は第1種農地ですが、周辺に住宅が隣接していることから集落接続に該当し不許可の例外となります。申請番号34番の転用事由は、農産物集出荷施設の整備です。譲受人は経営者の親から使用貸借する農地と売買で取得する農地と合わせて事業を行おうとするものです。場所は四和小中学校から南西に約1,400メートルです。農地区分は農用地区域内農地ですが農振法に規定された農用地利用計画の農業用施設用地に該当し不許可の例外となります。以上、現地確認及び聴取調査の結果、申請地は農地転用の各要件を満たしておりますので申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）中野委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第22号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第23号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）30ページをお願いします。議案第23号、農業者年金加入推進部長の選任について。農業者年金加入推進部長の任期満了に伴い、別紙のとおり農業者年金加入推進部長を選任し一般社団法人青森県農業会議に推薦したいので

承認を求める件です。31ページです。農業者年金加入推進の指導的役割を担うリーダーとして、一般社団法人青森県農業会議が設置する農業者年金加入推進部長について内規に基づき地区ごとに選任された方を推薦するものです。なお、任期は、令和3年7月20日から1年間です。資料では今回の農業者年金加入推進部長の欄が空欄となっておりますが、総会に先立ち各地区で協議いただき選出されました推進部長をご報告いたします。中地区 12番 小笠原 和男 委員、北地区 3番 芋田 一弘 委員、東地区 14番 竹浦 寿広 委員、南地区 6番 小笠原 秋彦 委員、西地区 11番 外山 康仁 委員、以上です。

議 長（杉山秀明君）ただ今、提案のありました5名を農業者年金加入推進部長に選任することに、ご異議ありませんか。

（『異議なし』の声あり。）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第23号は提案のとおり選任することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和3年度第4回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時43分 —————